

**KONAGAI**

Hamaoka Nuclear Plant

**小長井よしおの県政報告**  
**【浜岡原発編】**

**2004-2012**

Hamaoka Nuclear Plant

# ■ 平成16年9月静岡県議会定例会

質 東海地震による被害が心配される中、頻発する原発事故に関し浜岡原子力発電所の安全性について伺います。

去る九月五日夜、東南海地震の想定震源域に近い場所を震源として発生した地震は、東海地震の前兆かと県民の心配をかき立てました。私がかねてよりマグニチュード八クラスの巨大地震になると言われる東海地震の想定震源域の真上にある浜岡原子力発電所の安全性の問題に、大きな危惧を抱いてきました。地震の切迫とともに浜岡原発に関係した最近の出来事は、県民の不安を一層かき立てています。静岡県には迅速な情報収集と調査に基づき、この県民の不安を解消させる責任ある対応が求められています。その視点に立ち、県民の最も心配している最近の出来事の二つについて伺います。御承知のように、日本の原発事故では過去最大の五人の死者を含め十一人の死傷者を出した美浜原発三号機の事故は、摩耗して紙のように薄くなった第二次冷却水の配管が破断し冷却水が喪失した重大事故であり、その上、原発内部で作業中の労働者を大量の高熱、高圧の蒸気が襲ったものです。

死傷事故こそ起きませんでした。二〇〇二年五月の浜岡原発二号機の事故は、余熱除去系低圧注入管のドレン配管の溶接部が高サイクル疲労により割れが生じ水が漏れたものでした。美浜の場合と同じく、この配管部分は建設以来一回も点検されていませんでした。しかも、恐ろしく思うのは、加圧水型の美浜原発の冷却水には放射能が含まれていませんが、沸騰水型の浜岡原発の配管は多量の放射能を含む冷却水を流しているということです。もし美浜の事故が浜岡で起きたら、もっと悲惨な大事故になっただろうということです。

そこでお伺いします。静岡県もこの美浜原発事故を重く受けとめたことと思いますが、県は中部電力に対してどのように対応をされたのか。中部電力や国はどのように説明してきたのか。中部電力は美浜事故後、浜岡原発の配管はすべて社内基準どおりに点検され、安全が確認されているので心配ないと広報していますが、静岡県は中部電力のこの広報は信用できるものと確認しているのでしょうか。いつ、どのように、どの部分を点検しているのか中部電力に報告を求めているのでしょうか。それとも権限外のことには口は出さないという姿勢をとったのでしょうかお伺いします。

中部電力の原発の配管減肉に関する点検基準は、十年間で点検対象箇所の一五%を点検し、全箇所を点検し終わるには四十年かかるといいます。とすると中部電力が基準に従って点検しているとしても、建設以来一回も点検されていない部分が残っているし、点検してから二十年以上は点検されていない配管部分も多いことになると考えてよいが県はどう見ているのか。東海地震被災が深刻に危惧されるこの際、浜岡原発全機をとめて、原発各種配管の全総延長を点検するよう求める考えが県にはないでしょうか。さらに、その点検に県独自の安全基準を提示して、点検に立ち会うことが県の責務だと思いますがいかがでしょうか。

本年七月末、浜岡原発四号機の建設に大量の不良骨材が使われていたという内部告発があり、私たち県民は大きな衝撃を受けました。その後判明した事実によると告発したのは四号機建設の骨材納入業者の元幹部職員で、会社の命令に従い偽造文書作成やサンプルのすりかえによって亀裂の生じるおそれのある有害な骨材百万トンを入り続けたことを良心の呵責に耐えかねて内部告発し、当時の社長もその事実を認めたというものです。

御承知のように、阪神・淡路の大震災で横倒しになった高速道路の橋脚や続出した新幹線トンネルの崩壊事故などは、不良骨材を使用したコンクリートがアルカリ反応を起こし徐々に膨張し、ひび割れを起こし強度が極端に低下したものだと言われます。東海地震で激震に見舞われる可能性の高い浜岡原発が、このようなコンクリートで建設されたことを知り県民の不安は高まっております。

そこでお伺いします。静岡県はこのことを何で知ったのか。そして、どのような対応、措置をとったのでしょうか。内部告発者から相談を受けた元スイス大使の村田光平氏は、告発者が原子力安全・保安院に申告書を提出した後、静

岡県知事にもその事実を知らせたとのことでありますが、静岡県はこの問題がマスコミで公になるまで動かなかったようであります。重大な内容であったと思いますが、どうしてすぐに対応しなかったのか、ガセネタか大した問題ではないと思っていたのでしょうか。

八月六日に中部電力は緊急記者会見を行い、「改めて浜岡四号機のコンクリート中のアルカリ総量を調査したところ、規制値を下回っていることを確認した。したがって、浜岡四号機のコンクリートの健全性は確保されていると考える」と発表しています。県は、この発表による「改めて調査した」が、いつ、だれが、どのような方法で実施したものなのかを確認しているのでしょうか。また、その信憑性をどう見ているのかお答え願います。

アルカリ反応が規定を超えている不良骨材が百万トンも使われている浜岡原発四号機のコンクリートには、安全性に問題があるのではないのでしょうか。静岡県の優秀な土木技術スタッフを投入して、独自調査することが必要と考えますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

**答 浜岡原子力発電所の安全性についてのうち、初めに美浜原発事故を受けての対応についてお答えいたします。** 総務部長（橋本嘉一）

県では美浜原発事故の翌八月十日、中部電力に対し、速やかに事故に関する情報の収集に努め、浜岡原子力発電所における類似箇所の調査を行うとともに的確な対応を図るよう要請をいたしました。

国においては八月十一日に全国の原子力発電事業者等に対して、配管減肉管理の状況について報告するよう指示を行い、これに基づく事業者からの報告に対して、八月二十七日に「全体としては関西電力以外の事業者による点検は適切に行われていたものと評価する」といたしております。

また、中部電力からは八月十八日に、「調査の結果、減肉管理未実施の部位はなく適切に管理が行われていることを確認した。また浜岡原発においては、浜岡原子力発電所減肉管理手引に基づいて配管の減肉傾向や余寿命の評価を行い、必要があれば取りかえを行うこととしている」との説明を受けております。配管の点検に関する中部電力の広報内容につきましては、国に報告した内容を反映したものと承知をいたしております。

また、配管の点検の状況については、八月十日の県の要請を受け、先ほど申しあげました八月十八日に国への報告にあわせて県への説明がなされたものであります。各配管の点検の実施方法についてであります。中部電力では浜岡原子力発電所減肉管理手引に基づき配管減肉の点検を実施しており、国はその基準に基づく管理は適切に行われているとの評価を示しております。

また、国は去る九月二十七日に発表いたしました関西電力株式会社美浜発電所三号機二次系配管破損事故に関する中間取りまとめにおきまして、「各事業者が統一された管理手法で点検が行われることが望ましいことから、関係者は検討を行うべきである」との方針を示しておりますので、県といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

**答 次に、不良骨材に関する告発についてお答えいたします。**

県では七月三十日、議員の質問の中でも名前が挙げられました村田光平氏から、「浜岡原発四号機建設時に砂利や砂を納入していた砂利生産業者の元従業員から実名で、骨材の検査に関し原子力安全・保安院へ申告した旨及びその内容についてメールがあったので調査をしてほしい」との申し入れがあったため、八月二日に国に対して、原子力施設安全情報に係る申告案件として調査をするよう要請をいたしました。

中部電力は八月六日の記者会見において、「インターネットに申告の記事が掲載された後、四号機で使用されたコンクリートの成分を保存書類で改めて調査をした」と説明いたしております。今回の告発は、先ほど申しあげました国の原子力施設安全情報申告制度に基づいて行われていることから、今後、国の調査により事実関係が明らかになってくる

ものと考えております。

なお、四号機に使用されましたコンクリートの安全性に係る調査につきましては、原子力発電所の建設、運転に関し権限を有している国がその責任において対応すべきものと考えております。

**四番 (小長井由雄君)**

**質 時間がありませんので、浜岡の原発についてだけ一つ伺います。**

浜岡原発は予想震源域の真上にあるわけで、巨大地震が発生した場合の安全性が心配されるわけであります。関西電力は福井県知事の要請を受け原発のすべてを停止して点検することを決めたということであります。静岡県においても県民の不安を多少でも取り除くために、さらに強い対応が必要と考えますがいかがでしょうか。

さらに、不良骨材については、書類調査ということで……

○議長 (奥之山 隆君)

時間です。

○四番 (小長井由雄君)

**質 サンプルの調査ではなかったということですが、その点についてのお考えをお伺いします。**

**答 総務部**（橋本嘉一）

原子力発電所は、設計、建設から運転管理に至るまで、原子炉等規制法や電気事業法によりまして国が直接事業者を指導監督することとされております。

県といたしましては、これまで県民の安全を守るという観点から、あらゆる機会をとらえ国に対しては事業者に対する厳しい指導監督を、また中部電力に対しましては安全の確保に万全を期すよう要請をしてまいりました。この基本方針にのっとりまして適時適切に県としての務めを果たしているということでございまして、今回の件に関する県の具体的な対応、またこの問題に対する県としての責務というものに、具体的内容につきましては先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

# ■平成17年12月静岡県議会定例会

【答】次に、浜岡原発について伺います。

原子力発電所は大地震に耐えられるのが専門家や市民の間で議論され、広い地域が地震と放射能汚染に襲われる原発震災が心配されています。特に、想定される地震の規模と発生確率が他の原発より高いとされる浜岡原発に注目が集まっています。二十九年前に東海地震説を最初に唱えた石橋克彦神戸大学教授が、ことし二月の衆議院予算委員会の公聴会に公述人として出席し意見を述べています。その中で、日本列島全体が地震の活動期に入りつつある、複雑高度に文明化された国土と社会が人類史上初めて大地震に直撃されると述べ、浜岡原発については東海地震で大事故が起これば首都圏まで放射能が達する原発震災となるおそれがあると警告して、地震学者としては想定している揺れが不十分だと思うと述べています。

静岡県は東海地震と浜岡原発についての見解で、浜岡原子力発電所は原子力安全委員会が定めた耐震設計審査指針に基づいてマグニチュード八・〇と想定される東海地震はもとより、この地域で発生した過去最大のマグニチュード八・四の安政東海地震や考え得る最大のマグニチュード八・五の地震にも耐えられるよう設計、建設され、十分な耐震設計を持っているものとの認識を示し、東海地震注意情報が発表された段階で原子炉の停止に向けた作業が開始されること、さらに地震が突然発生した場合にもその揺れを感じて自動的に緊急停止することになっていることから、浜岡原子力発電所の安全は確保されているものと考えているとしています。

しかし、浜岡原発の一号、二号機は原子炉の耐震設計審査指針ができる前に着工したものでありますし、阪神大震災、中越地震や宮城県沖地震では想定外の揺れも起きています。また原発では、地震が起きる直前、直後に運転を停止しても膨大な高熱を発生し続ける原子力の特性により、何カ月もの間、冷却水を循環させなければ炉心溶解の危険は去らないということでもあります。地震で配管の破断や電源の喪失というような事態が起これば最悪の事態も想定されます。現在、静岡県を初め御前崎市、掛川市、菊川市及び牧之原市と中部電力は、原子力発電所の周辺環境の安全を確保することを目的とした協定を締結しておりますが、原子炉施設の設備変更などに際しての事前協議と了解に関する条項はありません。事前の通報を義務とすることを要領で定めているだけです。原発の立地している他県ではいずれも新增設のような重要な設備変更などに関して、事前の協議と了解を協定書の本文に明記しております。

去る九月十三日、中部電力は静岡県と地元四市に浜岡原発四号機でのプルサーマル計画の実施を通告してきました。そして先月には中部電力が主催した公開討論会が行われ、そのときにも住民代表から事前了解の規定を盛り込んだ安全協定の見直しを求める発言があったということです。県は周辺環境と住民の安全・安心のために安全協定の改正実現に向け中部電力と協議を進めるべきと考えますが御所見を伺います。

また、プルサーマル計画の導入というような重要な変更に関して問題が発生したなら、事前の通報で導入された場合と事前の協議と了解のもとに導入された場合とでの県の責任についてどのように考えるのかお伺いいたします。

今回の浜岡原発四号機へのプルサーマル計画導入には安全に対する疑問や問題が数多く出されておりますが、四点についてお伺いをいたします。

一つは、使用済みのMOX燃料をどうするのかという問題です。プルサーマルによって発生する使用済みMOX燃料は非常に危険なものだといえます。安全性、経済性、将来性など具体的に何も示されておられません。このままいけば浜岡の敷地内で管理することになる公算が大きいのではないかと。その場合、数百年たたなければ処理できないといわれます。県は中部電力からどのように説明を受けどう認識しているのか伺います。

MOX燃料は制御が難しいと言われ、地震のような振動を加えた大規模な実験は行われていません。つまり巨大地震

に対しての検証はされていないのですが、その点について県はどう考えているのか伺います。

現在世界の三十二の原発でプルサーマルが実施されておりますが、浜岡原発四号機と同じ沸騰水型での使用はドイツでの二例のみです。まだ十分に検証されているとは言えず、浜岡原発が世界の実験炉ということになりかねません。

県はこのような危険なことを許すおつもりなのか御所見を伺います。

浜岡原発四号機では原子炉の中のシュラウドにひびが見つかり、それが放置されたまま運転されています。そのまま運転して五年後に評価することになっており、まだ国の評価が定まっています。ひびの入った状態でプルサーマルに使用してよいのかどうか。使用を可とするならばその根拠をお聞かせください。

最後に、原発やプルサーマル計画に対する県民の疑問に答えるために事業を実施する電力会社の側だけでなく、中立の立場に立った県の主催による公開討論会の実施が必要ではないかと考えますが御所見を伺います。

【答】浜岡原発についてのうち、安全協定についてお答えいたします。総務部長(白岩 俊君)

浜岡原子力発電所の周辺環境の安全を確保するため、本県の原子力発電所の安全確保等に関する協定では、中部電力は浜岡原子力発電所の施設の設置または変更などの事案については、あらかじめ県及び地元の自治体に通報することとなっております。この通報を受け県では中部電力に対し公開の場での説明を求めるとともに、原子力発電所の規制、監督を行う原子力安全・保安院の見解を聞き、さらに必要に応じて原子力対策アドバイザーの見解を聞くなどにより県として安全性を確認することとしております。

本県の協定に事前了解の規定がないことにより、これまで中部電力と地元自治体や県との間で不信感が生ずるようなことはなかったと思っております。現時点では事前了解の規定を盛り込む必要性はないのではないかと考えております。また原子力発電所は電気事業法及び原子炉等規制法に基づき、設計、建設から運転管理に至るまですべて国により許可、指導監督が行われることになっておりますことから、仮に原子力発電所の施設の変更に關し問題が発生した場合には、国及び事業者がその責任において適切な対応を行うべきものであります。安全協定に基づく事前了解のあるなしにかかわらず、県に施設の変更等に係る監督機関としての責任はないものと考えております。

県といたしましては県民の安全を守るため、今後ともあらゆる機会をとらえ、国に対しては事業者に対する厳しい指導監督を、また中部電力に対しては安全の確保に万全を期するよう求めてまいります。

【答】浜岡原発についてのうち、初めに、プルサーマルの安全性についてお答えします。企画部長(花森憲一君)

まず、使用済みMOX燃料の処理についてであります。中部電力からは一たん発電所内の燃料プールに安全に保管した後、国の原子力政策大綱に沿って検討される方策に従い処理していくと聞いております。なお国の大綱ではプルサーマルが導入される予定の二〇一〇年ごろから、中間貯蔵及びその後の処理方法等について検討することとしております。

次に、地震時におけるプルサーマル問題については、今後中部電力から国に原子炉設置変更許可申請が提出された場合、国において改めて検討されるものと考えておりますが、MOX燃料炉心は原子炉内の燃料を適切に配置することでウラン燃料炉心と同様に制御、停止させることができると伺っております。一方浜岡原子力発電所についてはマグニチュード八・五の地震を考慮して耐震性が確保されているとともに、中部電力ではさらに耐震性を向上させる耐震裕度向上工事を順次実施していると承知しております。

また、現在プルサーマルが実施されている沸騰水型原子力発電はドイツの二基ですが、この二基では一九九五年以降

継続して安全に運転されています。このほかに我が国の敦賀原子力発電所の一号機を含め、世界で十二基の沸騰水型原子力発電所でプルサーマルが実施された実績があると承知しております。定期検査でひび割れが発見された四号機のシュラウドについては既に国が健全性を確認しておりますが、国においては事業者から原子炉設置変更許可申請が提出された際、改めて検討されるものと考えております。

**答** 次に、公開討論会についてであります。

現在、中部電力では御前崎を初め地元四市において全戸訪問による説明、町内会規模での説明会や全市規模の拡大地区説明会を開催し、地元の理解を得るように努めております。また十一月十九日には御前崎市において同社主催の公開討論会が開催され、国も積極的に参加してさまざまな立場から意見や議論が交わされたと承知しております。原子力政策は国の基本方針として進められていますことから、本県が十一月十六日に実施した国及び本県選出の国会議員への予算等の提案、要望活動におきまして、国主催による公開討論会の開催を要望したところであります。なお、県による公開討論会の開催は考えておりませんが、地元からの要請があれば、改めて佐賀県が実施した例にならって国に働きかけてまいりたいと考えております。

**質** 一番 (小長井由雄君)

ただいま御答弁をいただきまして、特に浜岡原発についてでございますが、安全協定の中で事前の了解事項、これにつきましてはですね、これまで中部電力との信頼関係というような言葉を使っているわけですけど、今議会ではですね、不信感を持つことがなかったというような言い方が若干ニュアンスが変わってきたかなあと、答弁の中に思うわけでございますが、この事前の了解事項というのはですね、県がこの原発という一度事故が起こればその地元の市町村だけじゃなくて広い、もっと広い県全体、あるいはもう日本の全体にまで及ぼすような大きな被害を及ぼすというようなことでありまして、もう少し県がですね、積極的にかかわっていく、そのための事前協議というものも必要ではないかと思えます。

先ほどの御答弁ではですね、国の許認可であって監督機関としての県に責任はないというような言い方、御答弁でございましたけれど、もう少しこの原子力発電、浜岡の原発に関しては前向きにですね、積極的に県もかかわっていく必要があると私は考えるわけでございますけれど、その点もう一度御答弁をいただきたいと思えます。

それからMOX燃料についてでございますが、二〇一〇年ごろから検討されるということにはなっておりますが、具体的にはまだ何も示されていないわけございまして、ほんとにこの二〇一〇年から始まるのか。まあ始まったとしてもその後の協議はどうなるのかということ全くわからないわけでございます。

そういった中で、このプルサーマルの導入をされるということでございますので、もう少しその辺のところはしっかりと具体的に詰めて話を中電から聞くという姿勢が必要ではないかと思えますが、その点についてのお考えをお願いいたします。

それと公開討論会でございますが、地元から要請があればというようなお話でございました。先ほど申し上げましたように、この原発というのはですね、地元だけじゃなく大変広いところに及ぼしますから、地元の要請がなくても県が積極的に開催をしていただきたいと思えます。以上です。

**答** 小長井議員にお答えいたします。知事 (石川嘉延君)

安全協定の問題であります。そもそもこの原子力発電所の問題について県がどういう立場でどういうかわりを持つかという基本の問題について私の見解を述べたいと思えます。

この非常に高度に専門的な知識と体制を整えていかないと対応できないこの種のものについては、国が責任を持ってやるということになってるわけです。で、仮に県がこれについてまたさらにダブルチェックのような格好で国を上回る体制でこれに対処しなければいけないなんていうことになると、どけだけのお金と体制を整えていいかはかり知れないものがありますね。私は国に対してそういう意味では不信感を持っておりません。地域の安全を守る責任のある知事としての、あるいは静岡県のとるべき立場は国にしっかりやらせるということ。それに対してはいろんな我々手だてがあるわけでありまして、またそれを支える県民の力もあるわけでありまして、その前提に立ってですね、国にしっかりやらせると。そのやらせる上で必要最低限の我々もいろんな知識もなければいけない、研究もしとかなければいけない。そういうふうにするべきではないかと思うのであります。

国を上回る責任を全部県がしょって立つということになったら、仮にそういうことをやった上でですね、万が一これが容認されてとんでもない事件になったらだれが責任とるんですか。県の責任になっちゃうじゃないですか。そんなあほな仕組みというのはありませんよ。すべて私は国にきちんとやらせると。そのためにこそ知事がしっかりしなきゃいけない。私はそういう考えで臨んでるわけでございます。

したがって、安全協定の問題でその事前の了解事項があるうがなかるうがですね、中部電力に対し、あるいは国に対して静岡県がきちんと地域の皆さんの心配やあるいは安全に対する信頼感を獲得できるようにさせる。そのことについて事業者も国もそういう方向へ向かってるということであれば、私は事前了解の項目があるうがなかるうがですね、関係はないと私は思っておるわけでありまして。仮に事前了解の項目があつてですね、それが極端に言ってどういう法的効果をもたらすかといえば、実は政治上の効果しかないわけですよ。事実上の道義的責任しか縛れないわけでありまして。

ですから、そんなことにエネルギーを使うよりは、いかにきちんと中電や私は国に対して公開の原則のもとに、どういう公開をすればどういう専門家が見て意見を言わんとも限らないわけでありまして、それを徹底し追及させる。そこをベースにしてですね、我々自身も一定の見解を持って臨むと、そういうことが大事だと思うんです。その限りで原子力対策アドバイザー制度のもとにこれまで我々が事業者や国に対してやってきた対応は功を奏しておると私は確信をしてるところでございます。

また、MOX燃料の問題についても同様にですね、現状の原子力発電所の使用済み核燃料をそのまま放置すれば日本がとめどもなくプルサーマルをためていくということになって、これはこのプルサーマルの平和利用ということを一方向で言いながら、これをきちんと処理する体制ができてなければ国際的な信頼を獲得できないわけでありまして、今現在具体的にこれをどう処理するということはその処理上の着地場所がなかなか確定しないというような難点もあつて稼働してなかったわけでありまして、これは国の責任において二〇一〇年以降解消するという、今そういうもくろみのもとに進めておるわけでありまして、これをきちんと約束をさせる、あるいはそういう方向へ追い込むと、これが大事ではないかと思うわけでありまして。

公開討論会の問題も国において責任を持って開催をしていただくよう、きちんとこれは働きかけ実現を目指すものと考えております。

○副議長 (中澤通訓君)

これで小長井由雄君の質問は終わりました。



## ■平成20年2月静岡県議会定例会

**質 浜岡原発の安全性の確保について伺います。**

原子力発電所は活断層の上への建設が禁止されていますが、浜岡原発はプレート境界という大断層の真上に建設されてしまいました。またこの大断層からは多数の枝分かれ断層が派生しております。浜岡原発の近辺には海域を含めてこうした枝分かれ断層の存在が指摘されておりますが、詳細な調査は実施されておられません。

中越沖地震では断層の過小評価が問題となっておりますが、静岡県としてこの枝分かれ断層と超巨大地震の痕跡があるといわれる地区の詳細な地質調査の実施を、国と電力会社に強く要求するべきだと考えますが、いかがでしょうか。もし国や電力会社が実施しようとしなければ、県が独自に早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか、県のお考えをお伺いします。

**答 浜岡原発についてのうち、まず安全性の確保についてであります。**総務部長（藤原通孝）

中部電力では、一昨年九月に改定されました耐震設計審査指針に基づいて浜岡原子力発電所三、四号機の耐震安全性評価を行い、その結果を昨年二月までに国に報告をいたしました。その評価に当たって中部電力では、海溝付近にある枝分かれ断層はもとより、その他敷地周辺海域の断層についても解析と影響の検討を行ったところであります。

また、東海地震についての御質問の中にもありました研究者グループの調査結果につきましては、必ずしも超巨大地震に結びつくものとはされておりませんが、現在浜岡原子力発電所三、四号機の報告書の妥当性を審議しております国の委員会におきましても、この御前崎周辺の隆起に係る調査結果に関心を持っているということでありまして、中部電力にも必要な説明を求めていると承知しております。

県といたしましては、現在行われております国の審査が終わった段階でその説明を聞きまして、必要があれば中部電力に、浜岡原子力発電所の耐震安全性確保のための対策を求めてまいりたいと考えているところであります。

**質 次に、プルサーマル計画の導入についてであります。**

先日、地元四市の市長は、市民の代表である市議会での意見の取りまとめを待ってプルサーマル計画の受け入れを表明しました。これに続いて知事も「地元の理解が得られれば県としても異存はない」と記者会見でコメントし、昨日の本会議における答弁で「プルサーマル計画の実施を了承する」との考えを表明されたところであります。地震に関連しては、四市の市民だけにとどまらず静岡県民の多くが浜岡原発への不安を抱いており、知事も県議会の意思を聴取してから県としての考えを表明するべきではなかったかと思えます。

そこでお伺いします。静岡県議会は昨年の九月議会において、全員一致で「浜岡原子力発電所の徹底した安全確保を求める意見書」を採択し、柏崎刈羽原発の被災経験をもとに浜岡原発の安全確保をさらに見直すことを求めました。国への意見書であるとはいえ、柏崎刈羽原発が調査中の現段階で新たにプルサーマル計画の導入を承認することは、県議会意見書の軽視になるのではないかと考えますが、御見解をお示してください。

これまでにプルサーマル導入が検討された県では、県主催で賛成、反対の学者、専門家による公開討論会を開催し、県民に公平な情報を提供する努力を示していると聞いております。静岡県も正式な了承の前に県内の何カ所かで公開討論会を実施できなかったのかと思えますが、御見解をお伺いします。

**答 プルサーマル計画の導入についてであります。**総務部長（藤原通孝）

浜岡原子力発電所四号機でのプルサーマル計画につきましては、これまで国からの説明やあるいは本県の原子力対策アドバイザーの意見なども伺いまして、県といたしましても、従来のウラン燃料を使用した場合と同様の安全性が確保されていると認識しているところであります。また浜岡原子力発電所は耐震設計審査指針に基づいて設計、建設され、さらに耐震裕度向上工事の実施により耐震安全性は十分に有しているものと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、現在国において新指針に基づく浜岡三、四号機の耐震安全性評価に対する審査と、柏崎刈羽原子力発電所で起きた事象に係る調査・対策委員会というものが開かれております。この中で、浜岡原子力発電所の耐震対策の向上に必要な知見あるいは事象が判明してまいりました場合には、中部電力に対しては早急に対応するように、また国に対してはその指導監督の徹底を求めてまいりたいと考えております。

また、県ではこれまでも国あるいは中部電力に対しまして、地元住民を初め県民の皆様が計画について十分理解が得られるよう、情報の提供と説明会などの開催を求めてまいりました。こうしたことを受け、国あるいは中部電力によって地元四市を中心に数多くの説明会、シンポジウム、公開討論会などが開催されておまして、今回、地元四市の計画受け入れ表明につながったものと受けとめております。

## ■平成21年2月静岡県議会定例会

**質** 浜岡原発について伺います。

昨年十二月二十二日、浜岡原発一、二号機廃炉と引きかえに六号機を新設するという中部電力の報告を受け、知事は記者会見で極めて興味深いコメントを出されました。毎日新聞によると、「原発は余り歓迎されない施設、今後新設は断るべきだと考えていたが、一、二号機廃炉での新設ということで、前提条件が違うので検討に値する」と発言されたと伝えられました。また静岡新聞では「時代の要請に、ある部分合致する」と一定の理解を示した上で、「安全性についての検証が大前提になる。五号機により本県内の発電能力が電力需要を上回る状態となった。一種の迷惑施設のものを、それなりに請け負っている」とも発言されたと報じられています。

極めて興味深い御発言でした。原発を余り歓迎されない施設、一種の迷惑施設と思われていることを知り、遠い存在がぐっと身近に感じられました。県民の大多数も日常、知事と同じ不安を原発に感じているのです。だからこそ原発の安全性を徹底して究明する責任が県にあるのだと思います。

浜岡原発一号機は、七六年三月の運転開始から三十三年経過しており、二〇〇一年十一月の水素爆発による配管爆裂事故により運転を停止して以来七年間余動いていませんから、実働二十六年です。二号機も七八年十一月の運転開始以来三十年を経過しており、配管亀裂漏水事故などトラブル続きで二〇〇四年二月の運転停止以来五年間とまったままですから、これも実働二十五年です。国や電力会社の言う原発の寿命六十年の半分はおろか二十五、六年での廃炉でありました。

これまで国と中部電力は一、二号機とも東海地震に絶対安全だと説明してきており、県民は今回の一、二号機の廃炉決定により、三、四、五号機の耐震も本当に大丈夫なのかと心配しています。

そこですまず一、二号機の廃炉についてお伺いします。廃炉になった一、二号機には、広島原爆の二千発以上の放射能が蓄積されているといいますが、原子炉の安全な解体は可能なのでしょうか。商業軽水炉では日本初の解体工事となるそうですが、その技術は開発されているのか、現在わかっている範囲でお答えください。

**質** 次に、三、四号機の耐震安全性について伺います。

中部電力はこれまで一、二号機は三、四号機に匹敵する耐震性能があると言ってきました。したがって三、四号機の安全を保証する補強工事には一、二号機で予定していたように、三千億円程度はかかるのではないかと考えます。しかし実際にはそんなにかかっていないと聞いていますが、本当に安全性は保たれているのかお伺いします。

**質** 次に、六号機の新設について伺います。

マスコミ各紙や多くの地震・地質専門家は、押しなべて「東海地震震源想定域の真上に当たる浜岡に新規の原発は建設すべきでない」と慎重論を唱えております。知事は十二月二十二日の記者会見で、六号機建設問題について「一、二号機廃炉と置きかえなら検討に値する」とコメントされた上で、「何よりも安全の確保が大前提だ」と念押しをされました。

そこでお尋ねしますが、中部電力の発表した浜岡原発東側の六号機建設予定地は、産総研調査チームが発見した、おおよそ一千年周期の大きな地盤隆起により形成された御前崎隆起段丘に隣接する地盤であることをどう評価されるのかお伺いします。

さらに、知事は地元四市の合意を最優先されてきましたが、県民の安全が第一であることから、地元合意の前に県が責任を持って安全確認をすべきと考えますが、知事の考えをお伺いします。

**答** 浜岡原発についてのうち、初めに一、二号機の廃炉についてお答えいたします。総務部長（藤原通孝君）

原子炉の解体工事につきましては、日本ではこれまでに日本原子力研究所の動力試験炉を昭和五十六年から平成八年までの期間をかけて安全に解体撤去した実績があり、また現在は新型転換炉「ふげん」や我が国初の商業用原子力発電所である東海発電所の廃止措置が、国の安全審査を経た上で開始されていると承知をいたしております。

一、二号機の廃炉につきましても、これらの経験が十分に生かされ安全に解体撤去されることを強く期待しているところであります。

**答** 次に、三、四号機の耐震安全性についてであります。

浜岡原子力発電所三、四号機について中部電力では、基準地震動を一千ガルとした耐震裕度向上工事を国が平成十八年に新耐震設計審査指針を示す以前から行っており、この工事の効果も加味して新指針に基づく耐震安全性評価を実施しております。現在この評価について国の審査を受けているところでありますので、県といたしましてはその状況を注視しております。

また、県ではこの耐震裕度向上工事について第三者の評価を受けるよう中部電力に求めており、現在その評価が進められているとの報告を受けております。これらの審査や評価の結果、必要があれば中部電力に対し所要の対応を求めてまいります。

**答** 次に、六号機の新設についてであります。

原子力発電所は、耐震設計審査指針に基づき、その場所で想定される最大の地震動に耐え得よう設計、建設されることとなっております。こうしたことから今後六号機の設置許可申請がなされる場合には、国において予想される東海地震や御前崎台地の隆起など周囲の地形・地質なども踏まえ、その設計の妥当性についての審査が行われるものと認識をいたしております。

また、六号機の新設につきましては、地元の意向が最優先でありますので、事業者が安全性の確保を前提に地元の理解をいただくことから始めるべきものと考えております。県といたしましては、そうした中で示される地元の動向、意向を見守りながら適切に対処してまいります。

**質** 小長井由雄再質問

浜岡原発でございますけれど三、四号機の耐震性ということです。耐震性の工事を行ったということでございますけれど、一、二号機と同程度の耐震性を持っているというようなことでずっとこれまで来ておりますので、一、二号機は三千億かけて免震装置等も含めた工事をするというようなことを言っていたかと思います。その辺についてですね、三、四号機免震装置ということは言われておりませんが含めてですね、安全性は大丈夫なのかどうなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから知事は、再三にわたりまして地元の合意、地元の合意ということをおっしゃるわけでございます。そしてまた安全性ということを強調されます。安全性ということを強調されるということですね、これはまず県が率先してこの安全性を確認するというのも必要ではないのかなというふうに考えますが、その辺についてお伺いさせていただきます。

**答** 浜岡原発についての再質問にお答えをいたします。総務部長（藤原通孝）

まず、三、四号機の安全性は大丈夫なのかと、こういう御質問であります。

三、四号機について一千ガルということで耐震裕度工事を行って、今、国の審査を受けていることは先ほど申し上げたとおりであります。まさにその安全性が本当に大丈夫なのかということを経営審査されているものと認識をいたしております。

## ■平成21年6月静岡県議会定例会

### ● 浜岡原発の安全確保についての静岡県の役割と責任について伺います。

静岡県の最大の課題は、マグニチュード八クラスの巨大地震と予想される東海地震、さらに超巨大型も予想される東海、東南海、南海の複合地震から、県民、県土の安全に万全を尽くすにあることは知事にも異論のないことだと思います。

静岡県は、山本、斉藤、石川と三代にわたる知事の東海地震対策の結果、全国有数の地震対策先進県と言われております。しかし、前知事の時代は、「原発は国と企業の問題、国も企業も浜岡原発は地震に絶対安全だと言うのだから、それを信用するのが県の姿勢だ」と言ってきました。

近年、地震と原発をめぐる環境は百八十度の変化を見せております。国自身が原発絶対安全論から変化し、「危険もあり得る」、「耐震指針も絶えず見直し、企業に最大限の安全対策を求める」と、その姿勢を変え始めました。中部電力も昨年九月の東京高裁法廷での「一号機、二号機も絶対安全だ。二〇一一年には運転を再開する」との主張を、三カ月後の十二月には「目標地震動に対応するためには、相当な工事費用と工事期間を要する」として廃炉を決定しました。

静岡県の浜岡原発地震対策を、県民の安全・安心の確保を第一に転換できるのは川勝知事以外にはないとの思いを込めて、以下三点に絞って伺います。

これまでに、浜岡原発四号機でのプルサーマル実施について、資源エネルギー庁と保安院や中部電力が地元四市で開催した説明会や公開討論会では、参加した住民の質問、意見に、「プルサーマルの是非の前に、東海地震で浜岡原発が本当に壊れないか納得いく説明が先だ」というものが多くあったと聞いています。また中越沖地震の後に、明治大学の研究グループが地元四市住民を対象に実施した世論調査でも、住民の一番の心配は浜岡原発の地震事故という結果が新聞に報じられていました。

こうした事実、状況を踏まえて、地元住民や市民団体は国、県に公開シンポジウム、公開討論会の開催を要求してきましたが、いまだに実現しないままプルサーマル実施準備が先行しております。これまで静岡県は、国に対したびたび共同開催を要請してきたようですが、国は開催に応じていません。国に直接要請した市民団体に対しては、「静岡県が熱意がないので」との虚言を弄しているとも聞いています。情報公開と県民参加による開かれた県政を目指す知事の手で、ぜひとも東海地震に浜岡原発は安全かという公開シンポジウムを実現していただきたいと思いますが、知事の考えをお伺いします。

全国の原発設置県の多くは、安全対策の諸問題を審議する専門家委員会を組織し、その情報を県民と共有しております。静岡県には県民に公開されないアドバイザー制度がありますが、その活動実績はベールに包まれており、しかも委任されているアドバイザーは原発安全論者のみと伺っております。

このような閉鎖的なアドバイザー制度を廃止し、柏崎刈羽原発を持つ新潟県の先例等を参考に一方に偏しない専門家、学者による公開された浜岡原発安全対策専門家委員会を設置し、県民、県土の安全・安心に寄与させることを考えていただけないか知事の考えをお伺いします。

プルサーマル計画は使用済み燃料を六カ所で再処理することが条件で出発しましたが、使用済みプルサーマル燃料を再処理する国の六カ所再処理工場の建設計画は頓挫したままで、いまだに建設開始も完成年度も不明の状況です。プルサーマルに対する賛成反対についての是非はさておき、たとえ浜岡原発四号機でのプルサーマルが稼働したとしても、そこから排出される猛毒の使用済み燃料は持って行き場がなく、大地震の危険が確実視される浜岡原発敷地に貯蔵されることになるのではないかと思います。

また、これも先ほど御答弁申し上げましたが、第三者の評価についても受けるように中部電力に求めたところでありまして、現在その評価も進められているということも報告を受けているということでございます。ですのでこれらについては今後とも国の審査をきっちり見守り、また第三者の評価についてもお話を伺いながら、安全性を確認していくということになるというふうに考えております。

また、安全性を県が率先して確認すべきではないかという点についても、累次知事からも御答弁をこの県議会の場でもしておったかと思いますが、やはりそれぞれの立場といたしますか、持てるノウハウで答えていくべきものというものがあっていると思っております。

我々としても、こういった一連の過程をしっかりと公開の場で説明を受けたり、あるいは疑問点を質問したり、あるいは国に対しても要望したり、もちろん中電に対しても安全性についてきっちり説明するように求めたりといったようなことを繰り返してきておるわけでありまして、それぞれの国の立場、県の立場、さらに地元市町村、あるいは事業者の立場それぞれにあらうかと思いますが、まずは事業者がきっちりと安全性を説明をするというのが第一点、さらにそれを審査すべき立場にある国がきっちりと見ていただくというのが第二点、我々としてはその過程をできる限り県民の皆様、あるいはもちろん地元の皆さんにオープンな形でやっていっていただけるように求めていくと、これが県の考えでございます。

引き続き、こうした考えに基づいて地元の合意、あるいは安全性というものを最大限尊重すると、あるいは大事にするという観点から取り組んでまいりたいと考えております。



## ■平成22年6月静岡県議会定例会

**浜岡原子力発電所の安全性について伺います。**

**質** 最初に、安全協定について伺います。

原発は、原発事故は絶対あってはならないという危機管理意識を持って運用されなければなりません。しかし最近では五月十二日の五号機、のこぎり火災事故が発生して県の危機管理監より嚴重注意を受け、六月八日には一号機タービン建屋におけるコイル加熱による発煙事故も発生し知事は大変遺憾として再発防止の徹底を求めました。さらに深刻な事故は、昨年十二月一日に発生した三号機での放射性廃液漏れ事故で従業者約三十人の被曝事故でした。この事故に対する県や原子力安全・保安院での再調査要求の結果、保安規定に違反して過去十五回も違法廃液処理をしていた事実が明らかになりましたが、県は検証報告の内容に納得せずさらなる対応を求めています。三年前にも国の電力各社不正点検の結果、浜岡原発では二十年以上にわたり十四件の検査データの改ざん等が明らかになり、このときも県当局に厳しく批判されております。

一たん事故を起こせば、数万、数十万の生命にかかわる原子力発電所の運営管理状況の改善に県としてできる措置の第一は、県の直接指導を可能とする他県並みの安全協定に改定することだと思いますが、知事の考えをお伺いします。

**質** 次に、地震に対する安全性について伺います。

昨年八月の駿河湾地震での五号機の異常な揺れと七十カ所以上に及ぶトラブル箇所の発生を踏まえて、中部電力は国の指示による浜岡原発敷地の再調査を実施し原因は五号機地下の低速度層の分布が原因であると突きとめたとしています。しかし原子力安全・保安院は、この報告の検討を始めたばかりで電力会社の言うような東海地震での安全確認はしておらず、県当局も報告に対して十分納得したとは言えない、さらに詳細な調査を求めると要求しました。

去る七月二日、結審が予定されていた東京高裁における浜岡原発裁判で、今まで早期結審を望んできた電力会社の弁護士はさらなる調査をしたいから裁判を延期してほしいとの上申書を提出しました。これは電力会社自身が現時点での地震に対する安全の保障を一時的にせよ放棄したに等しいのではないかと思います。東海地震はあす起こるかもれません。しかしこのとき、浜岡原発の安全性を保障できなくなっているのです。

徹底した地盤、地質の詳細調査で安全確認を検証することは当然の措置ですが、この際、国及び電力会社に再度地盤調査を実施することと、その調査が終了し安全確認ができるまではすべての浜岡原発の運転を停止するよう求めるべきではないかと考えますが、御認識を伺います。

**質** 浜岡原子力発電所の安全性についてのうち、初めに安全協定についてお答えいたします。危機管理監（小林佐登志）

原子力発電所は、電気事業法や原子炉等規制法に基づき設計、建設から運転、廃止に至るまですべて国が許認可権限を有しており、その指導監督のもと事業者が責任を持って運営しているところであります。こうした中での県の立場は、国や事業者がその役割や責任を果たしているか注視するとともに、必要な場合には国や事業者に対し改善等を求めることであると認識しております。

地元四市とともに中部電力との間で締結している安全協定につきましては、平成十九年の改定において事前了解の規程の取り扱いについて四市と協議した結果、協定書の解釈書を作成し実質的に事前了解が担保されていることを確認し合うことで了解に至っておりますので、他の安全協定と比較しても遜色ない内容となっているものと考えております。

既に新燃料が浜岡原発内に運び込まれていますが、使用済みMOX燃料再処理の道筋がつくまで運転を見合わせることを、プルサーマル賛成反対の立場を超えて国と中部電力に提言してほしいと思いますが、知事の考えを伺います。以上で私の質問を終わります。

**答** 浜岡原発の安全確保についてのうち、初めに公開シンポジウムについてお答えいたします。危機管理監（小林佐登志）

浜岡原子力発電所は、耐震設計審査指針に基づき東海地震に対しても安全性が確保されているものと認識しておりますが、中部電力では県民の安心感をさらに醸成するため、十九年度までに目標地震動を国が示した八百ガルを上回る千ガルとする耐震裕度向上工事を実施し、現在これを踏まえて新耐震設計審査指針に基づく三、四、五号機の耐震安全性評価、いわゆるバックチェックについて国の審査を受けております。またその一方、中部電力では、新潟県中越沖地震での柏崎刈羽原子力発電所の事例をもとに地下構造特性調査を現在行っておりますが、国ではこの結果も審査したいとしており、このことが審査結果の公表がおくれている一因となっております。

シンポジウムの開催については、国はこれまでもこの審査が終了した段階で、この結果の説明も含めて本県において公開で開催することを内諾しておりますので、県といたしましては審査の終了を待ってその開催を求めてまいります。

**答** 次に、委員会設置についてであります。

原子力発電所の安全対策につきましては、電気事業法及び原子炉等規制法に基づき、原子力安全・保安院が規制、監督を行い、さらに有識者で構成される内閣府の原子力安全委員会が、第三者機関として重ねてチェックを行う体制となっております。

県といたしましては、原子力安全対策に関する説明責任は国と事業者にあると考え、国の審査の状況などについて県民の納得が得られるよう、国や事業者に対してこれまでも県や地元自治体において公開による説明を求めてきたところであります。

このように県といたしましては、疑義のある事案があれば国と事業者の説明を求め、改善させていくことこそが県の責任であると考えております。

県の原子力対策アドバイザー制度につきましては、五名の専門家から原子力発電所に関するさまざまな課題についての的確な意見や助言をいただいております。例えば昨年十一月に発生した五号機の気体廃棄物処理系の水素濃度上昇に関するトラブル対応の評価、またプルサーマルの安全性の確認等においても、適切な助言をいただいていたところであります。

今後は、この制度をさらに充実させ、静岡県における原子力発電の位置づけやその技術力、特に安全性を核とした情報を県民に積極的に発信するため、学術委員会のような組織の設置を検討してまいりたいと考えております。

**質** プルサーマルについてであります。

使用済みMOX燃料の処分方法については、国の原子力政策大綱の中で二〇一〇年ごろからその処分方法の検討を開始するとしており、国により責任のある対応がされるものと認識しております。

使用済みMOX燃料の処理方策が未定であることは、浜岡原発だけでなく原子力政策全体における重要な問題であると県ではとらえておりますことから、国がその政策責任者として事業者と協力して解決すべきものと考えております。このため県では、これまでも使用済みMOX燃料の処理方策について早期に見通しを立てるよう国に要請を行っており、今後とも国や事業者に強く働きかけてまいります。

県といたしましては、今後とも浜岡原子力発電所で起きた事象につきましては、公開の場で事業者から詳細な報告を求め、必要な指示や要請を行って県民の皆様へ積極的に情報提供するよう努めてまいります。

**答 次に、地震に対する安全性についてであります。**

昨年八月に発生した駿河湾を震源とする地震で五号機が他の号機に比べて大きく揺れた原因につきましては、国の小委員会で審議が続けられており、現在中部電力がこの小委員会の指示を受けて詳細な要因分析等を行っておりますが、さらに追加して地下構造特性の調査を実施する予定と伺っております。

県では、国の審議の状況を見守るとともに、中部電力に対しましては揺れの要因を精査し想定される東海地震への安全性についてなるべく早く評価が得られるよう、国の審議への積極的な協力を求めているところでございます。今後国の評価が示された段階で、今年度設置いたしました防災・原子力学術会議の原子力分科会を公開で開催し国や事業者から説明を求め国の評価に対する御意見をいただき、県として安全性を確認してまいります。

一方、三号機、四号機につきましては、観測された揺れが設計時の想定範囲内のものであったこと、また設備の健全性が確認されたことについて国、中部電力の双方から説明を受け安全性が確認されたことから、地元四市の意向も踏まえ県といたしましても運転再開を容認したものでございます。

**質 小長井由雄再質問 浜岡原発についてでございます。**

小林さんのお答えでは、事前協議と了解は実質的にはそうなっているんだというようなお答えだったかと思いますが、現在県と周辺四市で結ぶ協定には事前協議と了解に関する条項がありません。事前の通報を義務とすることが要領で決められているだけでございます。原発を立地している他の県ではいずれも、重要な設備このことに関しては事前の協議と了解は協定書の本文に明記をされているわけでございます。本県においてもこの協定の本文に明記することが必要ではないかと思いますが、そのことについて改めてお伺いをさせていただきます。

それから地震に対する安全性ということで、一昨日ですかお答えの中にも安全性がすべてに優先されなければならないとの答弁もございますので、その辺今回の安全ができるまでの運転停止ということをお伺いしましたが、もう一度お答えいただきたいと思います。

**答 浜岡原発の再質問についてお答えします。危機管理監（小林佐登志）**

まず一つ目の、協定の本文に事前了解について明記する必要があると思うがどうかということですが、先ほどもお答えしましたように、平成十九年の安全協定の改定のときにやはり地元四市とよくいろいろ協議しましてその中でさまざまな議論がなされました。その結果として、協定書の解釈書を作成してその中で実質的に事前了解が担保されているということを確認し合うということで、県と四市が折り合いをつけましたので、まだその状況については今それを変更する状況にはないと認識しておりますし、またそれによって、事前了解がないことによって大きな不都合が生じているということもございませんので、ですから当面はその十九年度の確認を尊重して、県としても地元四市とともにその確認に基づいて安全協定の遵守について中部電力に引き続き求めていきたいというふうに考えています。

それから二点目の安全性がすべてに優先される、これはもう申すまでもないことで、やはり原子力発電所というのは安全性が担保されて初めて認められるものだと思っております。そのためには安全性に加えて電力会社との間で、地元との間でやはり信頼関係、これを築いていくことが非常に重要だと思っております。そのために我々としても中部電力に対しては、すべての事象について公開の場でちゃんと説明をして、それで我々も中部電力にただすべきことはただして、その上でお互いに了解した上で原子力発電所を維持していくという努力をしておりますので、ですからまず

その基点となるものはやはり安全性ということですので、そういったことについては我々としても肝に銘じていくと。だから今回の五号機の事象についても国のほうで何らかの形で、その五号機に対する、東海地震に対する耐震性の評価がなされない限りはやはり我々としても判断することができないということで、その判断を待って県としての対応を考えております。

# ■平成23年6月静岡県議会定例会

このたびの東日本大震災で亡くなられた皆様に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

併せて、この地域の支援・復興に、迅速かつ誠実に尽力された県内の大勢のボランティアの皆様、そして岩手県遠野市等を拠点として活動されている県職員の皆様、市町の職員の皆様に、心から敬意を表します。

国内史上最大のマグニチュード9.0の地震と、この地震による最大遡上高三八mを超える津波により、死者一万五千人・行方不明者八千人もの人的被害や、全壊・半壊十二万棟を超える住家の被害など、多くの人命や財産が失われました。

また、未だ収束の目途さえも立たない福島第一原発では、チェルノブイリを超える原発災害の危険が憂慮されています。すでに十万人に及ぶ人々が、家や田畑の管理を断念せざるを得ない移住という状況に追い込まれ、東北から関東にかけて、大勢の人々が放射能の汚染に曝されています。

静岡県においても、東海・東南海・南海の三連動の超巨大地震発生の可能性が考えられる中、これまで進めてきた対策の早急な見直しが必要になっております。その中でも特に、浜岡原発の安全性の見直しは緊急な課題だと考えられます。

**【質】そこで、東海地震を踏まえた浜岡原子力発電所の安全性について伺います。**

浜岡原発は、M8級東海地震の想定震源域の真上に建設され、もし地震で破壊されたら、福島を上回る悲劇的な原発災害を引き起こすのではないかと、日本はもとより世界中から心配され注視されています。

世論調査をみれば、川勝知事が「菅首相の大英断」と評価した五月十四日の全機停止により、県民の多数は胸をなでおろしています。

しかし、福島第一原発の事故のデータが公表・分析されるにつれ、津波にあらわれる前に、地震の振動で電源喪失、機器破壊、冷却水喪失が起り、燃料溶融という過酷事故が発生していた可能性がでている中、浜岡原発では、津波対策の完了だけで運転を再開しても安全が保障されるのかと、不安視する声も大きくなっております。

今から十四年前、石橋克彦・神戸大学教授が「原発震災・破滅をさけるために」という論文で、浜岡原発の危険性を警告し、社会的な反響を呼びました。当時、浜岡原発に関わる市民団体は、石橋教授を招き、その意見を聴取するよう、県当局に度々要請し、県議会でも同様の意見があったと承知しています。

しかし、当時の静岡県は、科学技術庁・原子力安全局と通産省・資源エネルギー庁及び静岡県原子力対策アドバイザーに、石橋説の評価を問い、石橋教授の意見は聞く必要がないとしてきました。

今回、石橋論文を読むと、不幸なことに石橋教授の警告は、福島第一原発で現実になってしまいました。

石橋説とアドバイザーの反論を若干交えながら、東海地震による影響度について伺います。

石橋氏は、「東海地震による地盤隆起によって敷地地盤が傾動・変形・破壊すれば原発には致命的。無数の故障が同時多発し、外部電源が止まり、ディーゼル発電が動かず、バッテリーも機能しない事態が起りかねない。冷却水が失われる可能性があり、炉心溶融が生ずる恐れが強く、そうなると水蒸気爆発や水素爆発がおこって、格納容器や原子炉建屋が破壊される。その結果膨大な放射能が外部に噴出される」と、福島の今を指しているような警告をされています。これに対して、溝上恵アドバイザーや斑目春樹アドバイザーは「緩やかな傾斜が生ずる可能性は考えているが、これが直ちに原発の施設に被害を与えるとは考えられない」「浜岡原発の敷地内にはM7級の地震を起こす活断層や伏在断層は見出されていない」「原発は二重三重の安全対策がなされており、安全かつ問題なく停止させることが

できるよう設計されている。」と石橋説を否定しました。

しかし、最近、国の委託による産業技術総合研究所の浜岡原発周辺地質調査で、原発敷地のわずか東2キロメートルの直近に地盤を2.8m隆起させた、おおよそ千年周期の活断層が発見されました。

さらに、二〇〇九年八月十一日の駿河湾地震で、五号機が異常な揺れにみまわれ、数十カ所の故障を生じた原因究明の地質調査の結果、中部電力と国が一号機建設以来「浜岡原発は安定した固い岩盤上に建設されている」という住民説明とは違って、広い範囲で泥と砂の層（低速度層）が混在する極めて不安定な地層の上に乗っていることが明らかにされました。

以上の事実を考察すると、浜岡原発は、東海地震の発生で不均一な地盤隆起にみまわれ、さらに、発見、未発見の断層による余震の直撃を受け、津波の被害がなくても原発が壊れる可能性も考えられますが、見解をお伺いします。

本年4月の防災・原子力学術会議において、中部電力は万全の津波対策として原発施設海側前面にある10から15メートルの砂丘の存在をあげ、これが江戸時代以前から存在する堅固な砂丘で、津波や台風を防いできた歴史的経過があると説明しました。これには知事も実証的な説明がないとして納得されなかったとのこと。先日の新聞報道によれば、中部電力の土木技術部門の幹部が、砂丘の強度を調査したことはないとコメントしていました。

地震による震動と直後に襲う津波に対する砂丘の強度について、見解をお伺いします。

**【答】東海地震を踏まえた浜岡原子力発電所の安全性についてのうち、はじめに、東海地震による影響度についてお答えをいたします。**

(危機管理部 原子力安全対策部)

浜岡原子力発電所の耐震性につきましては、平成18年の耐震設計審査指針の改定に伴う耐震安全性の再評価、いわゆる耐震バックチェックにおきまして、原子力安全・保安院が中部電力の報告書の内容を審査しているところであり、その中で、御前崎地域の地盤隆起をもたらす地殻変動を考慮することも検討項目の一つとなっていると承知しております。

県といたしましては、こうしたことも踏まえまして、政府の要請により全号機が停止している間に、耐震バックチェック審査を終えることを要請するとともに、それを終えた際には、原子力安全・保安院に評価結果の説明を求め、県防災・原子力学術会議を中心に、浜岡原子力発電所の耐震安全性について検証してまいります。

浜岡原子力発電所の前面砂丘の健全性につきましては、耐震バックチェックの中で一定の評価が行われているものと承知しておりますが、去る4月6日に開催をいたしました県防災・原子力学術会議においても指摘がありましたように、今回の震災での知見を踏まえた更なる検証が必要と考えており、中部電力に再検討をお願いしているところであります。

また、前面砂丘の健全性は、浜岡原子力発電所全号機の停止を要請した政府の運転再開の条件とされている防波壁の設置を始めとします津波の中長期対策とも関連いたしますので、今後、原子力安全・保安院にも評価を求めるとともに、県防災・原子力学術会議を中心に、県として慎重に検証を行い、前面砂丘の健全性について改めて確認したいと考えております。

**【質】次に、5号機の安全性について伺います。**

五月十四日、5号機冷温停止作業中に400トンの海水が復水器に流入し、内5トンが圧力容器にも混入したと発表されました。原因は建設時に欠陥のあった配管の蓋の溶接が外れ、直径30ミリの海水パイプ43本を傷つけたためと発表されています。専門家によれば、廃炉にもつながる重大事故だとの指摘もあります。

長期の運転停止期間中の入念な点検にもかかわらず、溶接部分の欠陥と金属疲労の蓄積を見逃してきたことは、重大な問題であります。県は、このことをどのようにとらえているのか、また、海水の混入による圧力容器及び、燃料に及ぼす影響についても心配されますが、見解をお伺いします。

5号機の格納容器が3・4号機と異なりコンクリート製であることはあまり知られていません。

国が原発建設の7つの基本的原則として示している6番目に「大型振動台による実証」検査を受けるということがありますが、5号機と同型のABWR原子炉のコンクリート製格納容器の振動検査は行われていないと聞いています。これは事実なのか、そうであるならこの点についての見解をお伺いします。

**答 5号機の安全性についてであります。**(危機管理部 原子力安全対策部)

浜岡原子力発電所5号機の主復水器の細管損傷につきましては、原子炉停止後のこととはいえ、400トンもの海水が復水器内に流入したものであり、県としても重大な事象と受け止めており、中部電力には徹底した原因究明と再発防止を求めているところでございます。

海水流入に伴う原子炉圧力容器等の設備や燃料の健全性への影響につきましては、現在、中部電力が行っております点検・評価の結果がまとまった段階で、中部電力に説明を求めるとともに、必要があれば、国としての、今回の事象に対する評価を説明するよう要請したいとも考えております。

浜岡原子力発電所5号機に採用されております、鉄筋コンクリート製原子炉格納容器につきましては、独立行政法人原子力安全基盤機構の多度津(たどつ)工学試験所の大型振動台を用いまして、平成11年度に、8分の1の模型の実証試験が行われ、基準地震動の5倍以上の耐震性が確認されており、耐震性が十分確保されていると承知しております。

**質 次に、停止中の県の安全確認について伺います。**

浜岡原発は、現在全機停止していますが、燃料体は崩壊熱を出し続けているため、冷却を続けるなどの安全管理が必要であり、万一、使用済み燃料プールの破損、破壊があれば、大事故につながるものが心配されます。

現在、浜岡原発には、燃料体約9千体、うち使用済み燃料体約6千体が保管されているということでもあります。これらをすみやかに安全な場所に移動させるよう、国と中部電力に要求するべきだと思いますが、県の見解をお伺いします。また、耐震性が低い一・二号機の解体までの安全性の確保について、考えをお伺いします。

知事は、国が再稼働を許可しても、県独自の安全確認がなければ再稼働は認められないとの認識を示されました。これまで、国と中部電力任せであった原発問題について、県民の生命、財産を守るという強い使命感をもった川勝知事の決断におおいに共感するところであります。

県独自の安全確認にあたり、防災・原子力学会が大きな役割を果たすことになると思いますが、この際、これまで「東海地震説」や「原発震災」などの論文を通して、静岡県と深くかかわってきている石橋克彦氏など、在野の見識を持つ科学者の意見も聴取すべきではないかと思えます。知事の考えをお伺いします。

**答 次に、停止中における県の安全確認についてであります。**(危機管理部 原子力安全対策部)

浜岡原子力発電所において保管されている使用済み燃料につきましては、原子力発電を巡る諸般の状況を踏まえれば、当分の間、発電所の敷地内で保管をせざるを得ないのではないかと認識しております。

なお、廃止措置中の2号機に保管されております1,164体の使用済み燃料につきましては、できるだけ早期に、耐

震性に勝る他の号機の使用済み燃料プールに移すよう、中部電力に求めているところであります。

耐震性が低い1、2号機の解体までの安全性の確保につきましては、廃止措置の過程で放射性物質が外部に漏えいすることがないように、引き続き、中部電力に対し、適切な工程管理や廃棄物処理など、万全の安全対策を求めてまいります。

県による安全確認につきましては、原子力発電所の設計、建設から、運転、廃止に至るまで、原子炉等規制法や電気事業法に基づくすべての許認可権が国にあり、それに伴う責任も国にあることを前提に行っているものであります。

県による安全確認は、こうしたことを踏まえまして、県民の皆様の安心の観点から、県防災・原子力学会を中心、事業者の対応や国の評価等を検証するという方法で行っております。

防災・原子力学会の構成員は、会議の顧問をお願いしております有馬(ありま)先生に御推薦頂き、決定したものであり、いずれも、防災や原子力について高い見識を有する方々であると承知しております。

**質 5号機の安全性、停止中における県の安全確認(再質問)**

5号機の安全性については、徹底した原因究明と再発防止を求めるということだが、何かあれば必ずこの言葉が出てくる。この辺のところ、もう少ししっかり対応してもらいたいと思っている。

昨日の大岡議員の答弁で、原発はコストが考慮されていない。使用済み燃料は、リサイクル、リユースができない中で、どう対処するのか、どこへ持っていくのか、明確になっていない状況で、さらに使用済み燃料を出すことは認めがたいという答えがあったと思う。もし、再稼働となれば、危険な使用済み燃料は、浜岡原発の中に蓄積されて行くことになる。再稼働に当たっての検討事項の中の重要事項だと考えるが、知事の考えを伺う。

**答 浜岡原発に関わることについて、再質問ありがとうございます。**(川勝知事)

本県の最高顧問でございます梅原猛先生が、同時に、また、復興構想会議における特別顧問という職責を担われまして、そして、第1回の復興構想会議において、原発問題は議論しないという政府案に対して憤りを示されて、結果的に原発問題も併せて考えるということになったのは、ご案内のとおりでございます。そして、梅原先生の哲学は、この原子力事故というものを文明災として捉え、日本におきましては、いわば空海の思想に則って、五大に響きありと言われるように、火とか風とか土とか水とか、さらに空(くう)、空(そら)ですね、そうしたところからエネルギーを得るという、そういう思想に則ってエネルギーを考えるべきであると、こういうお考えであると存じまして、私も深く共感をいたしております。

そうした中におきまして、ただ空海の思想に基づきまして、浜岡の原発を直ぐにどうするということはできません。どうしても、我々は、科学的、また技術的な最先進国でございますので、それに基づかなければならないというふうに思っております。そうしたことから、有馬先生という文化勲章を受章された、その原子核における最高の権威の一人、ほか、その方面における専門家をお招きをいたしまして、浜岡原発の安全性について、科学的、技術的観点からご検討いただくということでございます。

目下、これまでのところは、原子力安全・保安院というのが、こうした科学的・技術的チェックにおける最高の拠り所であったと。最後の拠り所であったということでもございました。先程、小林危機管理監からもご答弁申しましたように、8月11日の、8・11のあの地震の後、低速度層というものが原因で、5号機にのみ高い、そのガル数を記録したと。これについてバックチェックを保安院がするというところでございますが、その保安院が現在の福島第一原発にお



いてしていることは、東電の後追いでしかないということで、日本における事故のチェックと、あるいは原子力のチェックについて、三つございますね。原子力安全委員会、それからこの保安院、それから原子力委員会というのがございます。その原子力委員会の下に40人程の作業員がいるということでございます。この間、辞任せられた東大の小佐古先生でしたでしょうか、も、その作業員の一人で、いわゆる文字通りの専門家でございます。そのどこに一体責任があるのか分からないというのがアメリカ側のご指摘でございました。

アメリカにおきましては、ご承知のように、原子力規制委員会というのがございます。ニュークリア・レギュレーション・コミッションというのがございまして、NRCとして知られていますが、そこのカウンターパートである日本がどこなのか分からないということが分かったわけでございます。

そして、実態としては、事故については東電だけが責任を負って、その責任と言いますか、作業、修復作業を今しておいて、保安院は後追いしてるというのが今の実態ですから、もし、こちらで事故が起こった場合には、一体どこが最終的に責任を持つかということと中電ということになります。しからば中電は東電よりも技術的・科学的なレベルが高いのかというと、それほど変わらないと思います。したがって、この点につきましては、私共は、日本における科学技術者の最高の英知をしっかりと集めてこれをみたいというふうに思っておるわけです。

ですから、「保安院だから安心だ」というふうには全く思っておりません。第一、三年後に保安院が今のままで存在しているはずがありません。すでに世界における原子力の最高機関でございます、そこにおいて、日本の保安院というものを現在の経産省のところから独立させるということを明言しているわけですから、これは国際公約になりましたので、したがって真にどのようなNRCに匹敵するようなものができるかどうかということがこれからの課題ではないかと。

言い換えますと、チェックというものについては、いわば我々はスタートラインに立っていると言って良いと。で、もし事故が起こった場合に誰が一体修復できるのかと言ったときに、まだきちっとしたチームすらできていないというのが実態ではないか。したがって、この点については、私は、今のバックチェックが終わったら「はいよろしい」というふうには到底言えない。

どっかの知事さんが、国が安全と言っているので安全ですと。その国のどこが言っているのですか。保安院です。保安院は、既にその権威を喪失していると。したがって、それが安全性の担保にはならないということになるわけでございます。

第二に、この、それとは関係しますけれども、砂丘についてご質問がございました。あの砂丘は、水谷所長によれば、浜岡原発の水谷所長によれば、七千年間安定した砂丘であると。しかし、現場をご覧になりますと、そういう立派な砂丘が、その上に植物が生えております。その前に、真っ白の砂浜があります。その向こうに海があって、その向こうにテトラポットがあります。じゃ、その真っ白の砂浜はなぜあるんですかと。それは、彼らが入れたからです。砂がどんどんどんどん削られるので、取っては入れ、取っては入れた砂だと。そうすると、津波がきますと、その砂は少なくとも巻き上げられて、もし、防潮壁を越えたとすれば、砂と海水が一緒に入ってくるということになります。そうした、かえって彼らのしたことが、その砂丘の、人工的砂丘の部分が、実際は危険であるということにもなって、そこも安心できないということでございます。今さら砂を取るといっても大変な作業であると存じます。

それから、5号機でございますが、5号機は1号機から5号機の中で一番新しいものです。1、2号機は1976年、1978年に稼動いたしました。それは、まだ東海地震説というものが出たばかりでしたので、これは、その東海地震に、想定東海地震に対して耐えられないということで、廃炉になる運命はその時からあったと思います。しかし、まだいわゆる使用済み核燃料が1号機と2号機、特に2号機に千体以上あります。どうするのかと。そうすると、今回、福島第一原発におきまして1号機から4号機のうち、1号機から3号機は稼動していました。4号機は稼動していませんで

した。しかしながら、1号機が12日に爆発し、3号機が14日に爆発し、その間に4号機が火災を起こしたと。これは、プールのところでやられたと言われてはいますけれども、これも水素爆発の可能性があるとというふうに言われております。そうしますと、こういう、その使用済み核燃料の崩壊熱を出しておりますから、その冷却に失敗をいたしますと、水素爆発になりうるということでございますね。實際上、1号機から4号機まで、大小の違いはありますが、皆、水素爆発の可能性が非常に高い。水素爆発が起こりますと、必ず放射能が出ます。ですから、この、今止まっておりませんが、止まっておるから安心だというふうには言えないと。そして、これは津波によってやられる場合もありますし、また地震によって、例えば配管、沿岸から数百mのところの海の水を取り入れる取水口がございまして、そのパイプがやられてしまうと、仮に電源が全てあっても、そもそも水が来ませんので、冷却機能が失われるので、これは、冷却ができなくなって事故となると。で、然らば、じゃ電源が今までは1階に置かれていたと。これを25mの丘の上に置くということであったんですが、それで私はある程度安心かと思っておりましたらば、3、4、5の屋上に置くと。じゃ今までどうして屋上に置いていなかったのでしょうか。屋上に置いておくと、もし大きな揺れがあったときに、その発電機が使えなくなる、故障するからです。だから1階に置いてあるのですと。置けば良いというものでもない。しかし、置かないと、つまり、臨時の緊急のときの発電機がないとだめだということで一番近接した屋上に置いてありますが、それがそもそも安全と言えるかどうかというふうに言えばですね、置いてない理由は、置かなかつた理由がそういうこととございましたと。必ずしもそれをもって安全だとは言えないと。一つ一つ、論理的と言いますか、実態に即して問題を立てていきますと、不分明なところが出てくるわけです。

そして最後に、コストの面も言われましたが、この使用済み核燃料は、六ヶ所村がもう受け付けてくれない可能性が非常に高いと。そうすると、これは定期点検というのは、点検の名を冠した燃料棒の入れ替えでございまして、したがって、点検がある毎に、今まで使われてきた燃料棒を出して新しいものを入れるということで、その都度、使用済み核燃料というものが増えるわけです。これは増え続けてきました。

これがまた、厄介な問題で、そのコストをどうするかということについて、果たして、議論したことがあったかという、無いということが分かった。これが今の実態でございます。で、そうすると、私共はこの浜岡原発を今停止している状態の中で、その、いわば検体と申しますか、分析対象はそこにあるわけですから、それをいろいろな観点から分析することができます。一つは、理工学的観点、すなわち科学・技術における分析で、それが、今、有馬先生を顧問としてなされているところの防災・原子力学術会議です。

もう一つ、これは経済合理的という観点からも考えねばなりません。すなわち、電力の安定供給ということは、経済的合理的観点から、これが一番良いと言われている。しかしながら、本当に経済的合理的に、これが安心で安全なものなのかというふうに言えるかどうか。これは、社会科学的な観点からもしなくてはなりません。したがって、コスト面におきましては、こういう有馬先生ほか自然科学的な形ではなくて、いわば経済学者とか、政策担当者とか、そういう人たちの委員会も併せて持たねばならないと。

私は、我々は、天の恵みとして、この研究対象を与えられたということで、総合的に分析をするという決意をしております。

以上でございます。



## ■平成24年9月静岡県議会定例会

私は民主党・ふじのくに県議団を代表して、当面する県政の諸課題について知事、関係部局長、教育長、警察本部長に伺います。

**質** **まず、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について伺います。**

市民団体原発県民投票静岡の方々、五月以降県内市町において集めた条例制定に向けた署名活動は、有効署名者十六万五千人を超える県民の方々の署名に結実しました。この十六万余という署名は法定の必要署名数の約三倍であり、多くの県民の皆さんがこの問題に対し関心があることが示されました。

知事は、先日の提案理由の中で、県民一人一人がみずからの意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではありませんと述べられ、投票実施に向け賛意を正式に表明されました。知事は条例制定請求を受け付け以降十六万余の署名は非常に重たいものであることを主張されてきました。またこれまで都道府県レベルでは沖縄県でしか実現されていないという現状を踏まえ、住民投票制度そのものが機能しないことに対する疑問も述べられてきました。

一方で、県当局からも示されているように県民投票に要するコストは十三億円程度に上り、県民の意思の酌み方として県民投票を行うことが最も妥当な方法なのかという声もあります。知事は十六万余の署名をどのように重く受けとめ、この県民投票の実現に向けて賛意を表明したのか伺います。

**答** **小長井議員にお答えいたします。** 知事（川勝平太）

初めに、私の政治姿勢についてのうち、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例についてであります。

原子力発電所の稼働に関する住民投票条例につきましては、ことし大阪市と東京都で制定請求されましたが、いずれも否決されております。本県では五月十三日から二カ月間にわたり署名活動が行われ、請求に必要な法定署名数を大きく超える三倍近い有効署名が集まりました。大阪の場合には法定署名数の一・三倍、東京の場合には一・五倍でございます。

私は、浜岡原子力発電所につきましては、従来から安全性が確保されない限り再稼働はあり得ず、まだその安全だという条件が整っていないと再三にわたり申し上げてまいりました。オフサイトセンターの立地が実効性を持たないこと、使用済み核燃料の処理方法が定まっておらず早晚行き詰まること、さらに先ほど議員の御指摘のような五号機における海水の圧力容器の中への流入があり、その原因についてもまだ明確な御説明になっていないとも思っております。こうした御説明を申し上げ、かつ署名活動がなされているときには特にそういう姿勢についても強調して申し上げてきたわけでございます。

しかし、六月末から七月にかけて急速に署名数が多くなりまして、やはりこれらの説明にも増して県民投票を通じて再稼働の是非についてみずからの意思を表明し、その結果を県政に直接反映させたいという多くの県民の方々がいるということをご署名数が示しているということでございます。

県民投票につきましては、多額の費用のかかること、市町の協力が得られなければ実現が難しいこと、制定が請求された条例案には問題が多く修正が必要なことなど幾つかの課題のあることは十分に承知しております。しかし署名されました多くの県民の皆様のお気持ちをしっかりと受けとめて、その意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではないと考えています。そこで賛意を表明することにしたわけでございます。

この条例案は修正点が数多くございます。これを条例案が提出されてすぐに精査いたしまして、法務技術上の観点から自治局のほうでその問題点を洗い出ししていただき、そして皆様方の判断に供するように指示をいたしまして数日のうちにそれが発表されました。そうした中で、修正は必要ない、実行可能だと。あまつさえ公開討論をしろというような筋違いの発言がございまして、最後まで実行可能だというふうに強弁、豪語されておられたのはまことに遺憾でございます。全員ではなくて代表がですね。そうした中で私は先生方に完璧に近い条例案になるように修正、改善していただいて、この条例案を通していただくようお願いをしております。よろしく申し上げます。

**質** **次に、浜岡原子力発電所の安全対策についてであります。**

浜岡原発は、想定東海地震の震源域に位置しかつ地震の発生が極めて切迫しているとして、昨年五月に国の要請を受け停止されました。その後中部電力は、防潮堤の建設や非常用発電機の高所設置、防水扉の改修などさまざまな対策を実施しております。しかし巨大地震が浜岡原発を襲えば使用済み核燃料が冷却不能に陥り、メルトダウン、水素爆発等が発生し広域に及ぶ放射能汚染を引き起こす危険があることは、福島第一原発事故で見るとおりであります。知事は浜岡原発の安全確保の点から、使用済み核燃料の適切な処理、処分や津波対策が不十分であること、オフサイトセンターの設置の問題があることなどについても言及された上で、安全性の検証には妥協のない姿勢を示しております。

しかし、八月二十九日の内閣府の発表では、南海トラフ巨大地震に襲われる浜岡原発付近の想定される震度は七で津波の最大値を十九メートルと想定しています。これまでの想定 of 震度六強、最大津波高約七メートルを大きく上回る数値が発表されました。建設時四百五十ガルの耐震応力で設計され、その後東海地震には耐えられないとして廃炉になった二号機の使用済み燃料プールは、現在でも燃料冷却中であります。二号機の安全性についての県の見解を伺います。

また、沖合からの冷却水の取水は相良層岩盤を掘削し建設したのですが、地震による津波、隆起、沈降で沖合の取水塔及び取水トンネルの崩壊や損傷などにより取水不能になることも危惧されます。この安全性について県の見解を伺います。

さらに、昨年五月五号機の停止時に復水器と原子炉に大量の海水が流入するという事故が発生し、一年四カ月を経過しました。この問題について私は昨年六月の議会で取り上げましたが、最新の検査で塩害のため機器を貫通する穴があいていることが判明しました。最新の技術・材料でつくられている原発が炉水を循環させての脱塩処理を続けているにもかかわらず、短期間で機器を貫通する穴があいてしまったことは驚きです。原子炉に海水が流入した浜岡五号機の安全性について県の見解を伺います。

加えて、中部電力はリプレース計画を公表した際、一、二号機廃炉、使用済み燃料の乾式貯蔵施設の建設を公表していました。県民の安全確保の責任からも浜岡原発敷地内の高所に乾式貯蔵施設の建設を急ぐよう申し入れるべきだと思いますが、県の考えを伺います。

**答** **浜岡原子力発電所の安全対策についてであります。** 小川英雄（危機管理監）

廃止措置中の二号機につきましては、中部電力がことしの三月に使用済み燃料プールを含みます安全上重要な施設につきましては、建設当時の基準地震動四百五十ガルを大幅に上回る新耐震基準に基づく基準地震動八百ガルでの評価を行い、耐震安全性を確認し国に報告いたしました。その後八月に国は二号機の使用済み燃料プールに多数の燃料が貯蔵されていることから、三、四、五号機で既に自主的に実施をしております目標地震動と同じ千ガルとした耐震安

全性向上に取り組むよう求めたところであり、これを受けまして中部電力は十月までに千ガルの耐震性の評価を実施し、その結果により必要な対策を行うこととしております。

沖合取水の安全性につきましては、浜岡原子力発電所の海水取水トンネルは岩盤を掘削し建設したものであり、沖合に建設した取水塔は一万トン近い構造物を岩盤に根入れした頑強な構造物であります。しかし安全性を確保する上で海水冷却は大変重要な要素でありますことから、中部電力においては、内閣府が八月に公表しました南海トラフの巨大地震による津波高あるいは地震動などに対する安全性への再評価の実施について、現在検討しているところであります。

昨年五月の停止操作中に海水が流入した五号機につきましては、現在中部電力が原子炉内や燃料の点検を行いますとともに、国においても有識者による意見聴取会が設けられ、中部電力が実施する点検方法や点検結果について評価を行っているところであります。

平成二十年十二月に、リプレース計画の一つとして中部電力が発表した使用済み燃料の乾式貯蔵施設につきましては、設計のための基準地震動の設定あるいは福島第一原子力発電所事故を踏まえた津波対策などの課題がありまして進捗が見られない状況であると承知をしておりますけれども、使用済み燃料の貯蔵は重要な課題と考えておりますので、中部電力に乾式貯蔵施設の計画を進めるように求めてまいります。

県といたしましては、浜岡原子力発電所の安全性がさらに向上するよう国に対しましては厳正な審査、評価を求めてまいりますとともに、中部電力に対しては徹底した情報公開と安全対策を求めてまいります。あわせて静岡県防災・原子力学術会議を中心に二重、三重のチェックを行い、科学的な観点から安全性を検証してまいります。以上であります。

**【質】 何点が再質問させていただきます。**

浜岡原子力発電所の安全対策につきまして何点か県の見解をお伺いいたしました。それらにつきましては今後静岡県の原子力防災会議等の議論の議題になるのかなというふうに考えるわけですが、その辺のところもお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**【答】 浜岡原子力発電所の安全対策についての再質問についてお答えいたします。 知事（川勝平太）**

これは現在、既に昨年の三月以前から防災・原子力学術会議を立ち上げておりますが、そこに原子力分科会がございます。さらに津波対策分科会がございます。そして一番最近では原子力経済性等検証専門部会というのを立ち上げました。こうした委員会は全て浜岡原子力発電所を対象にして研究会をしていただいております。ですから例えば経済性についての委員会も、これは中部電力の財務諸表等を出していただいてそして中部電力の方々に御説明をいただくという形で、オープンな形で浜岡原子力発電所についての安全委員会を立ち上げているということがございますので、そのこれまでの検討結果、また今後の検討課題など御注目を賜って、広く多くの方々に今の浜岡原発の状況がどうなっているのか、専門家の意見はこれはわかりやすい言葉で議論していただいておりますし、必ずしも専門家同士が意見が一致するわけではありません。そうしたものをよく見聞きしていただいて、浜岡原子力発電所の現状についての知見を深めていただきたいと思います。願っている次第でございます。以上でございます。



**小長井よしおの県政報告**  
**【浜岡原発編】**  
2004-2012

